

**（仮称）つがる南第2風力発電事業環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの知事意見**

**1. 総論**

（１）青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を踏まえた対応  
再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、環境影響評価の結果等を用いながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

（２）事後措置等

環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境及び生活環境に対する影響を回避又は極力低減すること。また、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施すること。当該措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、それまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

（３）地域住民等への説明

対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

（４）電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また、事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネット等により公表に努めること。

**2. 各論**

（１）水環境

水の濁りについて、調整池（沈砂池）排水口位置における浮遊物質量の予測はされているが、隣接する河川や湖沼への影響は予測及び評価されていないことから、改めてこれら水域への予測及び評価を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

## (2) 風車の影

風車の影の影響時間について、本事業の予測結果及び他事業との累積的な影響の予測結果の双方において、参照した指針値である年間8時間を超過している住宅が複数あることから、風力発電設備の配置の見直し等を検討した上で、改めて予測及び評価を行うこと。

また、影響を受ける時期を十分考慮した事後調査を実施し、必要な環境保全措置を講じること。

## (3) 動物

ア コウモリ類について、対象事業実施区域内で多数の種の生息が確認されており、既設の風力発電設備においてヤマコウモリ等の重要種を含む多数のバットストライクが確認されている。さらに風力発電設備を設置することにより、バットストライクが発生するおそれが高まることから、専門家等の助言を踏まえ、稼働開始時からフェザリング等の適切な環境保全措置を講じること。

イ 希少猛きん類の調査において、複数の猛きん類が対象事業実施区域内を高度Mで飛翔しているのが確認されており、また、既設の風力発電設備においては、ハヤブサのバードストライクも確認されているため、さらに風力発電設備を設置することにより、バードストライクの発生が高まるおそれがある。特にチュウヒは、他の猛きん類と比較して予測衝突数が多く、累積的影響への寄与率も高いことから、チュウヒの繁殖つがいの行動圏内となる巣の近傍にある風力発電設備（特に7号機）の設置の取り止めを含めた配置の見直しやこれら希少猛きん類の活動が活発な時期の施設の稼働制限など、適切な環境保全措置を講じること。

ウ バットストライク及びバードストライクに関する事後調査について、落下した死骸はスカベンジャーによる持ち去りにより消失するおそれがあるため、連続する数日間の調査を行うなど、持ち去りの影響を受けにくい方法で実施すること。

## (4) 生態系

対象事業実施区域には津軽国定公園が隣接しており、その周辺には生物多様性の保全が図られている区域として環境省が認定している自然共生サイトであるベンセ湿原が存在する。このため、工事による濁水の発生や水脈への影響により、水域周辺の動植物の生息・生育環境へ影響を与えるおそれがある風力発電設備（特

に1号機)について、配置の見直し等を検討した上で、改めて予測及び評価を行い、極力改変を回避すること。

#### (5) 景観

事業実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚が存在する。両資産の周辺地域には緩衝地帯（つがる市景観計画の「特定景観地域」）が設定され、資産内や緩衝地帯には複数の視点場が設けられていることから、これら視点場からの眺望景観について関係機関と調整の上再評価し、世界遺産の「顕著な普遍的価値」を維持するために、風力発電設備の規模や配置等を見直すこと。